

「今後の土砂災害対策のあり方検討会」

規約

(名称)

第1条 本検討会は、「今後の土砂災害対策のあり方検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、土砂災害対策について、人口減少や気候変動等、国土を取り巻く環境の変化も踏まえ、現状の課題を分析、整理し、今後の土砂災害対策のあり方について提言を行うことを目的とする。

(検討内容)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- 一 人口減少等を踏まえた土砂災害対策のあり方
- 二 砂防関係施設の老朽化対策および維持管理のあり方
- 三 その他、砂防事業のあり方等における課題

(委員)

第4条 委員は、学識経験がある者から、水管理・国土保全局長が任命する。

- 2 委員の任期は、原則として委嘱の日から委嘱した翌年度末までとし、再任を妨げない。

(座長)

第5条 座長は、委員の中から、水管理・国土保全局長が指名する。

- 2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、検討会に出席して意見又は説明を求めることができる。

(検討会の開催)

第6条 検討会は、水管理・国土保全局長が招集する。

- 2 検討会は、半数以上の出席をもって行うものとする。

(検討会の公開)

第7条 検討会は、公開とすることを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

2 検討会の資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

3 検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、水管理・国土保全局砂防部砂防計画課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和8年6月29日から施行する。